

制度改正の主な概要

令和2年3月

彩の国ロードサポート制度実施要綱及び制度に関連する要綱・要領・取扱いについて、令和2年3月1日付で改正をしました。

改正の中で、特に支援者関連する事柄を、下記に抜粋しました。

1. 支援報告（第7条関係）

- 支援報告書の様式を改めました。
- 支援報告書が提出されない認定団体に対し、その認定を解除することについて、手順を明確化しました。

2. 送付物（第8条関係）

- 県から道路清掃美化に関する手紙等を送付することができる旨を規定しました。

3. その他

- ・一部の様式や文言を改めました。

(参考) 清掃美化活動団体に関連する改正の概要は、下記のとおりです。

- | | |
|---------|---|
| 1. 認定要件 | 認定要件（人数、活動回数、活動区間）を緩和しました。 |
| 2. 活動報告 | 活動報告書が提出されない認定団体に対し、その認定を解除することについて、手順を明確化しました。 |
| 3. 県の役割 | 清掃美化用具の貸与について記載しました。 |
| 4. 送付物 | 県から道路清掃美化に関する手紙等を送付することができる旨を規定しました。 |
| 5. その他 | 一部の様式や文言を改めました。 |